

# 国民年金及び厚生年金に係る 財政の現況及び見通し —2019(令和元)年財政検証結果—

## 厚生労働省

2019年8月27日

※ 国民年金法第四条の三及び厚生年金保険法第二条の四においては、政府は少なくとも5年ごとに、国民年金・厚生年金の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(「財政の現況及び見通し」)を作成しなければならないと定められており、本報告書において当該「財政の現況及び見通し」を公表するものである。

なお、本報告書における「財政検証」とは、「財政の現況及び見通し」の作成を指すものである。

※ 2019年財政検証における各試算の結果の詳細については厚生労働省のホームページにおいて公開。基礎データ及び推計プログラム等についても順次公開予定。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

# 財政検証について

## 2004(平成16)年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ  
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)  
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

← 人口や経済の動向

財政検証 →

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成  
を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2019年度:	61.7%	13.0万円	9.0万円	35.7万円
---------	-------	--------	-------	--------

# 財政の現況及び見通し(いわゆる財政検証)に関する法律の規定

## ◎ 国民年金法(昭和34年法律第141号)―抄―

(財政の現況及び見通しの作成)

**第四条の三** 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

- 2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。
- 3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(調整期間)

**第十六条の二** 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。

- 2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。
- 3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

(注)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)においても、上記と同様の規定がある(第二条の四及び第三十四条)。

## ◎ 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年6月11日法律第104号)―抄―

附 則

(給付水準の下限)

**第二条** 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

一～三 (略)

- 2 政府は、第一条の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定による国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第二条の四第一項の規定による厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、同項の規定の趣旨にのっとり、第一条の規定による改正後の国民年金法第十六条の二第一項又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項の措置を講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

# 2019(令和元)年財政検証の諸前提

## <年金制度についての前提> (※ 2014年財政検証からの主な変更点)

○ 2016年年金改革法による公的年金制度の改正を反映。

- ・ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(500人以下の企業の任意適用) [2017年4月施行]
- ・ 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除 [2019年4月施行]
- ・ 年金額の改定ルールの見直し
  - マクロ経済スライドの見直し(未調整分をキャリアオーバーする仕組み) [2018年4月施行]
  - 賃金・物価スライドの見直し(賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底) [2021年4月施行]

○ 法律で要請されている(上記の改正を反映した)現行制度に基づく検証に加えて、2016年年金改革法の検討規定でもあるプログラム法で示された課題や2016年年金改革法の附帯決議の課題に対応するためのオプション試算も実施。

## <社会・経済状況に関する主な前提>

○ 財政検証においては、長期の年金財政の見通しをたてるため、遠い将来までの社会・経済状況について一定の前提を置く必要がある。しかしながら、これらは不確実なものであることから、以下のように複数のケースを前提として設定している。したがって、財政検証の結果の解釈にあたっては、複数のケースを参照し相当の幅をもってみる必要がある。

人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所) 【低位・中位・高位】

労働力の前提 — 「労働力需給の推計」(2019年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構)  
【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】

経済の前提 — 経済・金融の専門家で構成する社会保障審議会年金部会のもとに設置した公開の  
「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討

<2028年度までの足下の前提> 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2019年7月31日)に準拠した【2ケース】

<2029年度以降の長期の前提> 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸に【幅の広い6ケース】

※ 長期の前提のTFP上昇率は、内閣府試算の仮定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定

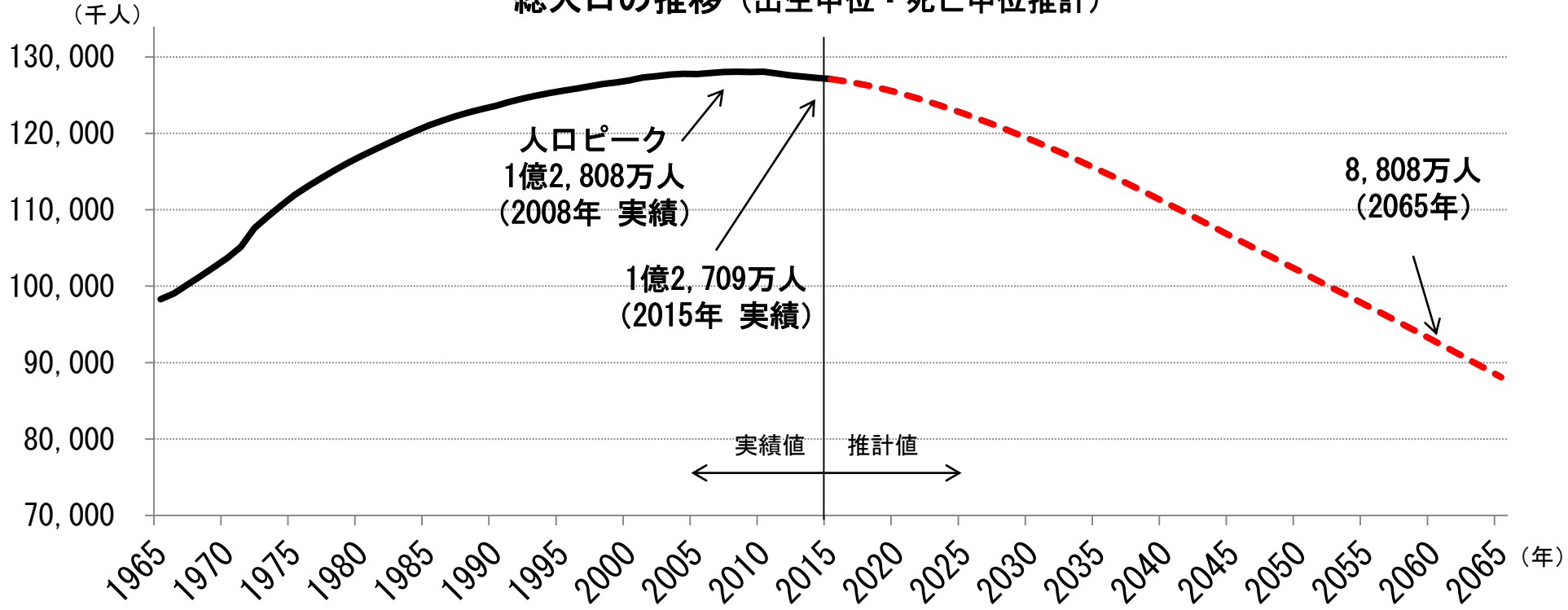
その他の制度の状況等に関する前提 — 被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定  
(有遺族率、障害年金発生率、納付率等) ※ 納付率は、日本年金機構の中期計画を踏まえて設定

# (参考1)人口の前提

合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の3通りをそれぞれ設定。

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年
1.45	出生高位 1.65	男 80.75 女 86.99	死亡高位 (余命の延びが小さい) <ul style="list-style-type: none"> <li>男 83.83</li> <li>女 90.21</li> </ul>
	出生中位 1.44		死亡中位 <ul style="list-style-type: none"> <li>男 84.95</li> <li>女 91.35</li> </ul>
	出生低位 1.25		死亡低位 (余命の延びが大きい) <ul style="list-style-type: none"> <li>男 86.05</li> <li>女 92.48</li> </ul>

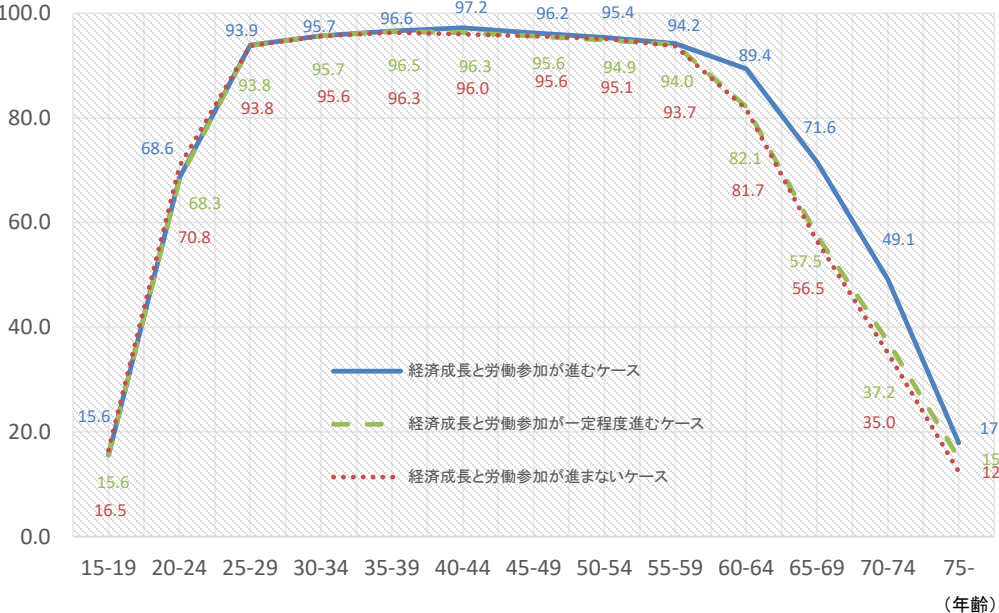
総人口の推移 (出生中位・死亡中位推計)



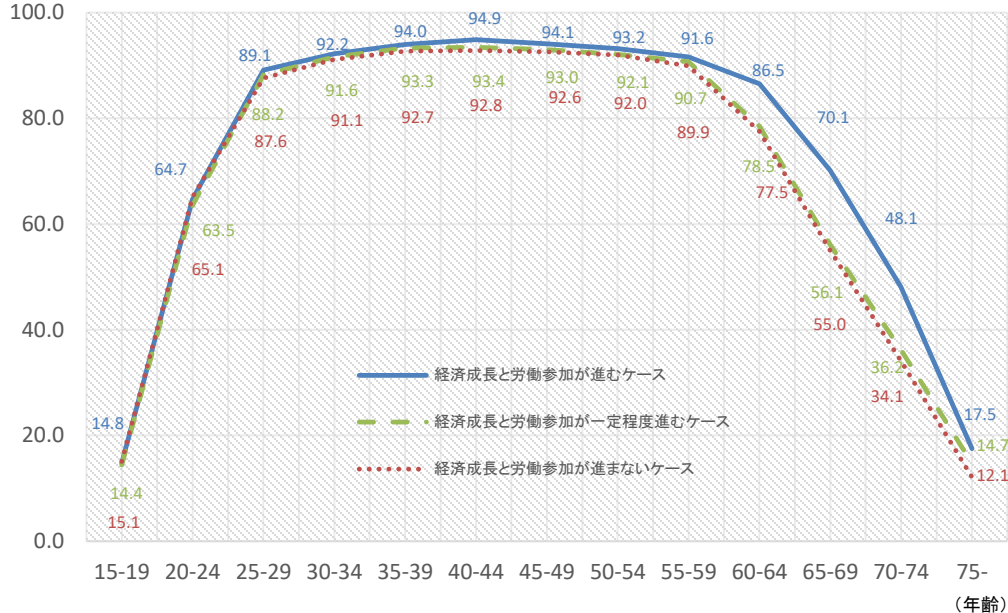
(出典) 「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所)

# (参考2) 労働力率等の前提

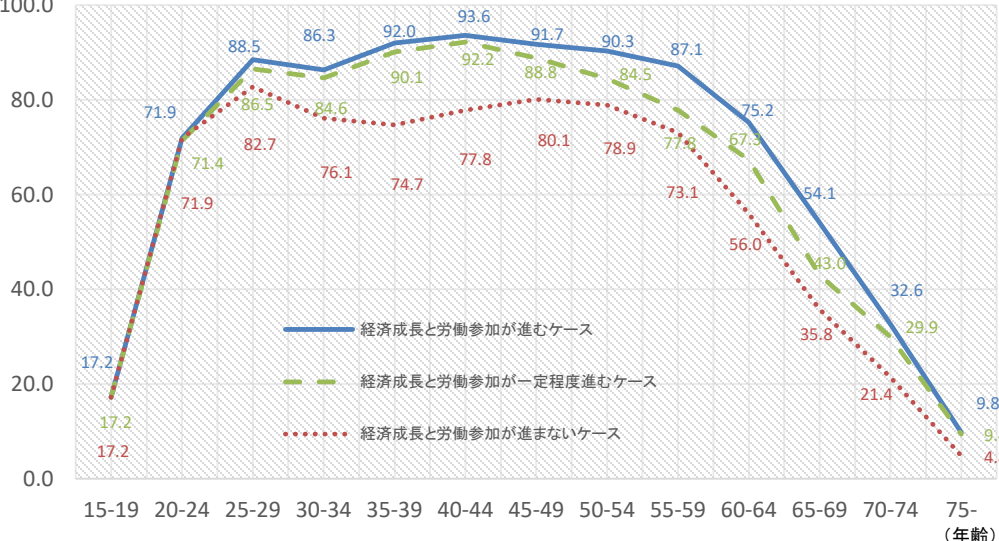
労働力率の将来推計  
〈男性、2040年〉



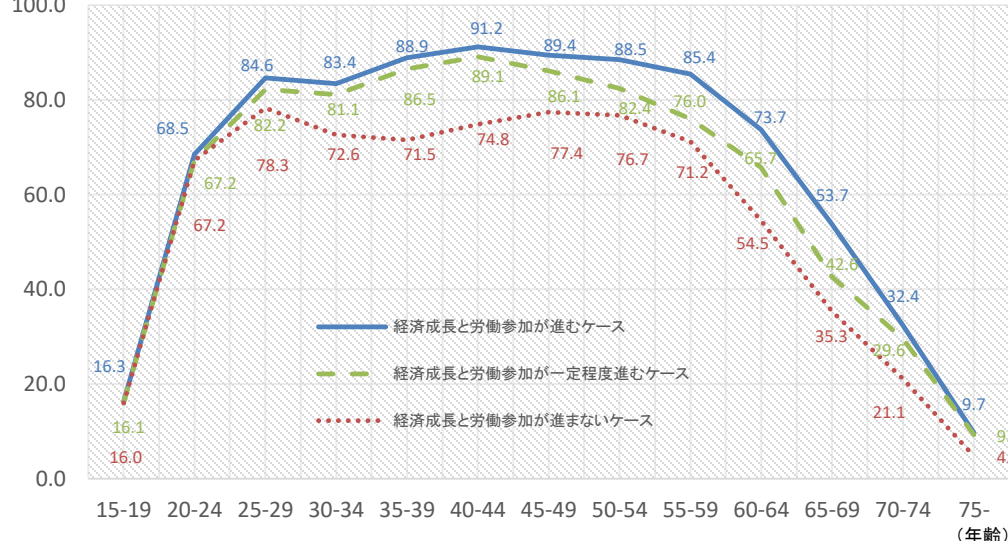
就業率の将来推計  
〈男性、2040年〉



労働力率の将来推計  
〈女性、2040年〉

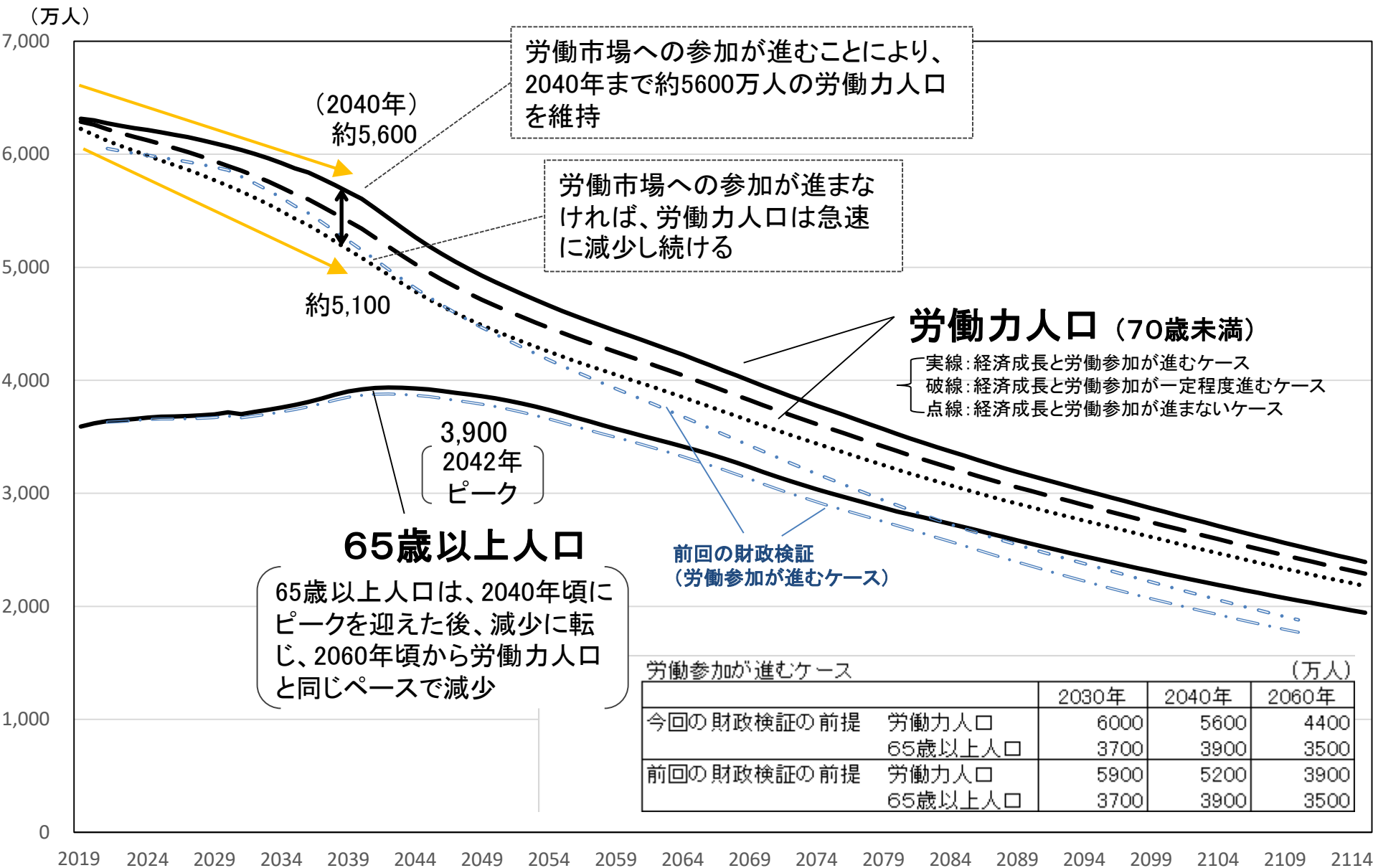


就業率の将来推計  
〈女性、2040年〉



(出典) 「労働力需給の推計」(2019年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構)

# (参考3) 労働力人口と65歳以上人口の推移



注1: 人口の前提は、中位推計 (出生中位、死亡中位)  
 2: 労働力人口は、被用者年金の被保険者とならない70歳以上を除く。

# (参考4) 経済前提の設定の基本的な考え方

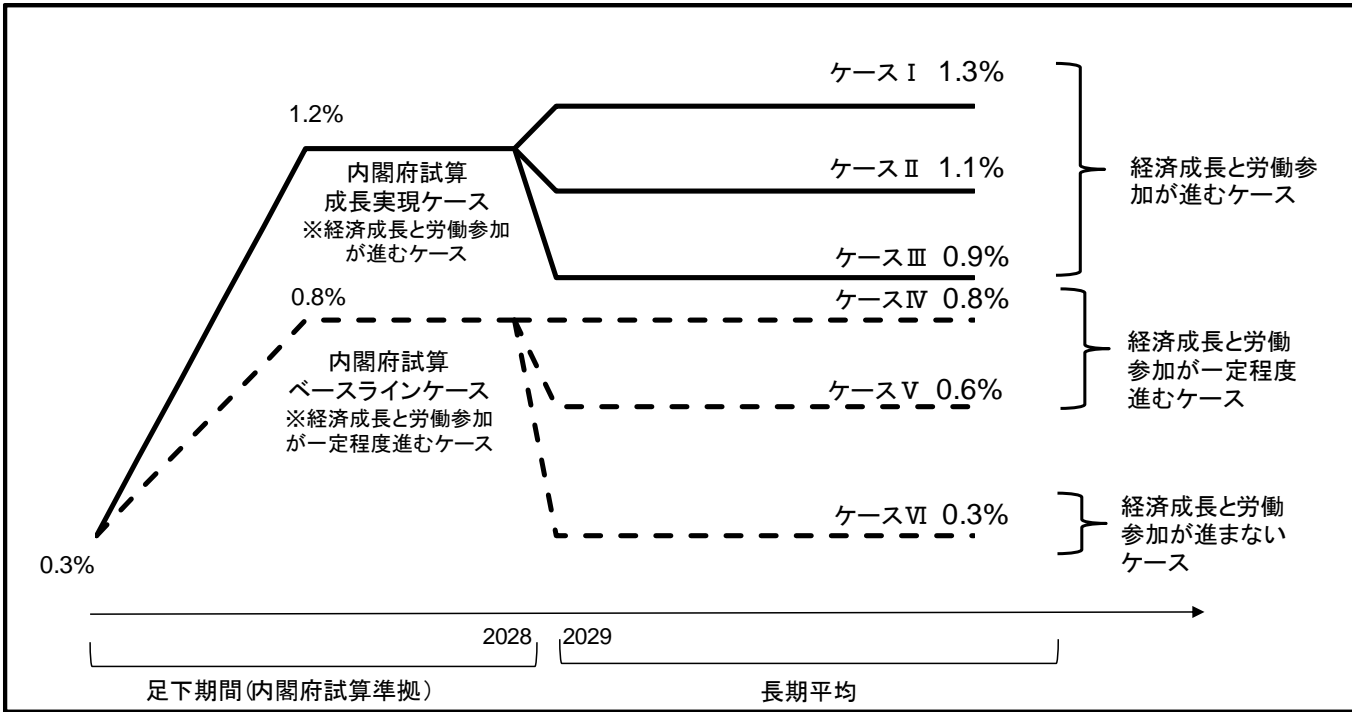
- 財政検証に用いる経済前提(※)については、透明性を確保するため、経済金融の専門家による専門委員会を設け、公開の場における長期間の議論(第1回2017年7月～第10回2019年3月)の結果を基に設定

※ 物価上昇率、賃金上昇率、年金積立金の運用利回り

- 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2019年1月及び7月)や労働力需給の推計(2019年3月)に整合的に設定
- 足下(2028年度まで)の経済前提は内閣府試算(2019年7月)に準拠して設定
- 長期(2029年度以降)の経済前提はマクロ経済に関する試算(コブ・ダグラス型生産関数を用いた長期的な経済成長率等の推計)に基づいて設定

※ 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率(技術進歩等)を軸に幅の広い6ケースを設定。TFP上昇率は、内閣府試算の仮定、過去30年の実績の分布、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲(1.2%～0.3%)を踏まえ設定。

## <経済前提の設定イメージ>



それぞれのケースに対応した物価、賃金、運用利回りを設定



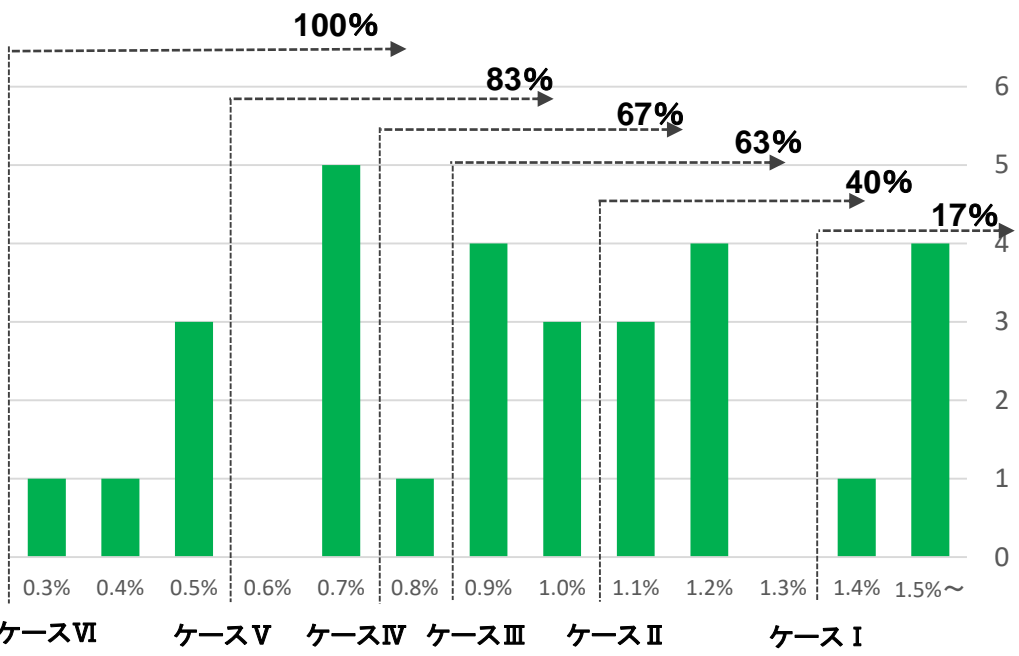
# (参考5) 全要素生産性(TFP)上昇率の仮定と実績の比較

過去30年間(1988~2017年度)の全要素生産性(TFP)上昇率の分布をみると、

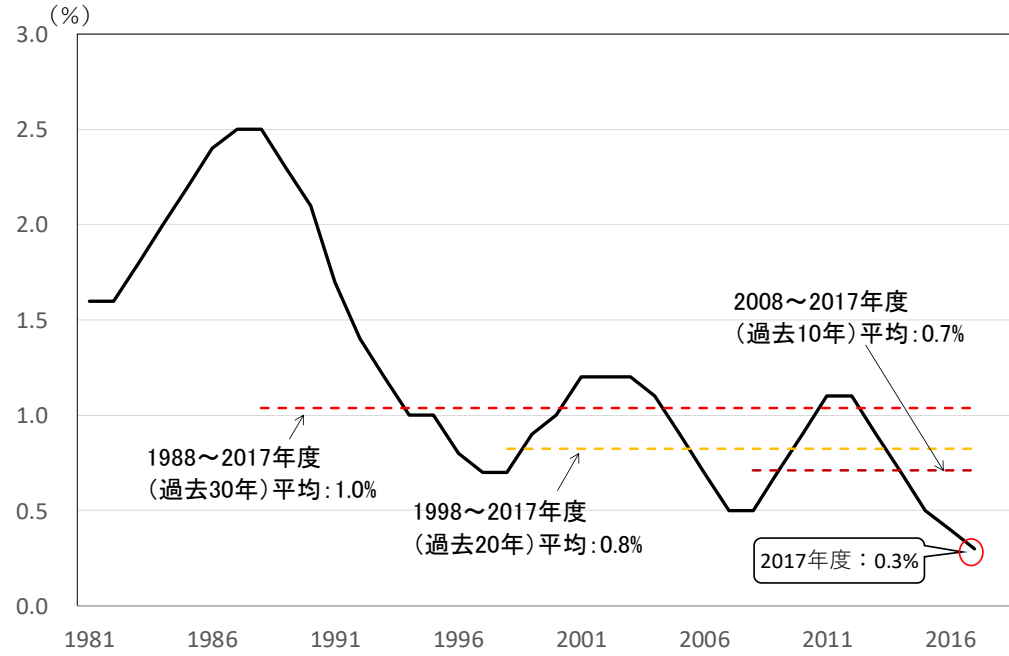
- ・ケースⅠの1.3%以上は17%(約2割)
- ・ケースⅡの1.1%以上は40%(約4割)
- ・ケースⅢの0.9%以上は63%(約6割)
- ・ケースⅣの0.8%以上は67%(約7割)
- ・ケースⅤの0.6%以上は83%(約8割)
- ・ケースⅥの0.3%以上は100%(10割)を占める。

- 全要素生産性(TFP)上昇率の推移をみると、1990年以前は1.5%以上の水準にあったが、1990年代後半以降は、0.3~1.2%の間を推移している。
- 全要素生産性(TFP)上昇率の前提(1.3%~0.3%)は、おおむねバブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲(1.2%~0.3%)で設定。

TFP上昇率の分布(1988~2017年度)



TFP上昇率の推移(1981~2017年度)



(出典) 月例経済報告(内閣府)の2018年10-12月期四半期別GDP速報(1次速報値)

# (参考6) 2029(令和11)年度以降の長期の経済前提

		将来の経済状況の仮定		経済前提			(参考)	
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質) 2029年度以降 20~30年
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライ ンケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度進む ケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ			0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

## (長期の経済前提について前回の財政検証との比較)

		TFP上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質)
				(実質<対物価>)	(スプレッド<対賃金>)	
経済成長と労働 参加が進むケー ス	前回(ケースA~E)	1.8%~1.0%	2.3%~1.3%	3.4%~3.0%	1.7%~1.1%	1.4%~0.4%
	今回(ケースⅠ~Ⅲ)	1.3%~0.9%	1.6%~1.1%	3.0%~2.8%	1.7%~1.4%	0.9%~0.4%
経済成長と労働 参加が一定程度 進む・進まない ケース	前回(ケースF~H)	1.0%~0.5%	1.3%~0.7%	2.8%~1.7%	1.5%~1.0%	0.1%~▲0.4%
	今回(ケースⅣ~Ⅵ)	0.8%~0.3%	1.0%~0.4%	2.1%~0.8%	1.2%~0.4%	0.2%~▲0.5%

# (参考7) 2028(令和10)年度までの足下の経済前提

○内閣府 成長実現ケースに接続するケース(ケースⅠ～ケースⅢ)

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
物価上昇率(※1)		0.7%	0.8%	1.0%	1.4%	1.7%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
賃金上昇率(実質<対物価>)(※2)		0.4%	0.4%	0.4%	0.8%	1.2%	1.3%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%
運用利回り(※3)	実質<対物価>	1.0%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.3%	0.5%	0.6%
	スプレッド<対賃金>	0.6%	0.5%	0.3%	▲0.5%	▲1.2%	▲1.6%	▲1.4%	▲1.0%	▲0.8%	▲0.7%
(参考)全要素生産性(TFP)上昇率		0.4%	0.6%	0.8%	1.0%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%

○内閣府 ベースラインケースに接続するケース(ケースⅣ～ケースⅥ)

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
物価上昇率(※1)		0.7%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)(※2)		0.4%	0.4%	0.1%	0.3%	0.5%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
運用利回り(※3)	実質<対物価>	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.7%	0.6%	0.7%	0.9%	0.9%	0.8%
	スプレッド<対賃金>	0.6%	0.5%	0.9%	0.7%	0.2%	▲0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.1%
(参考)全要素生産性(TFP)上昇率		0.4%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%

(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。

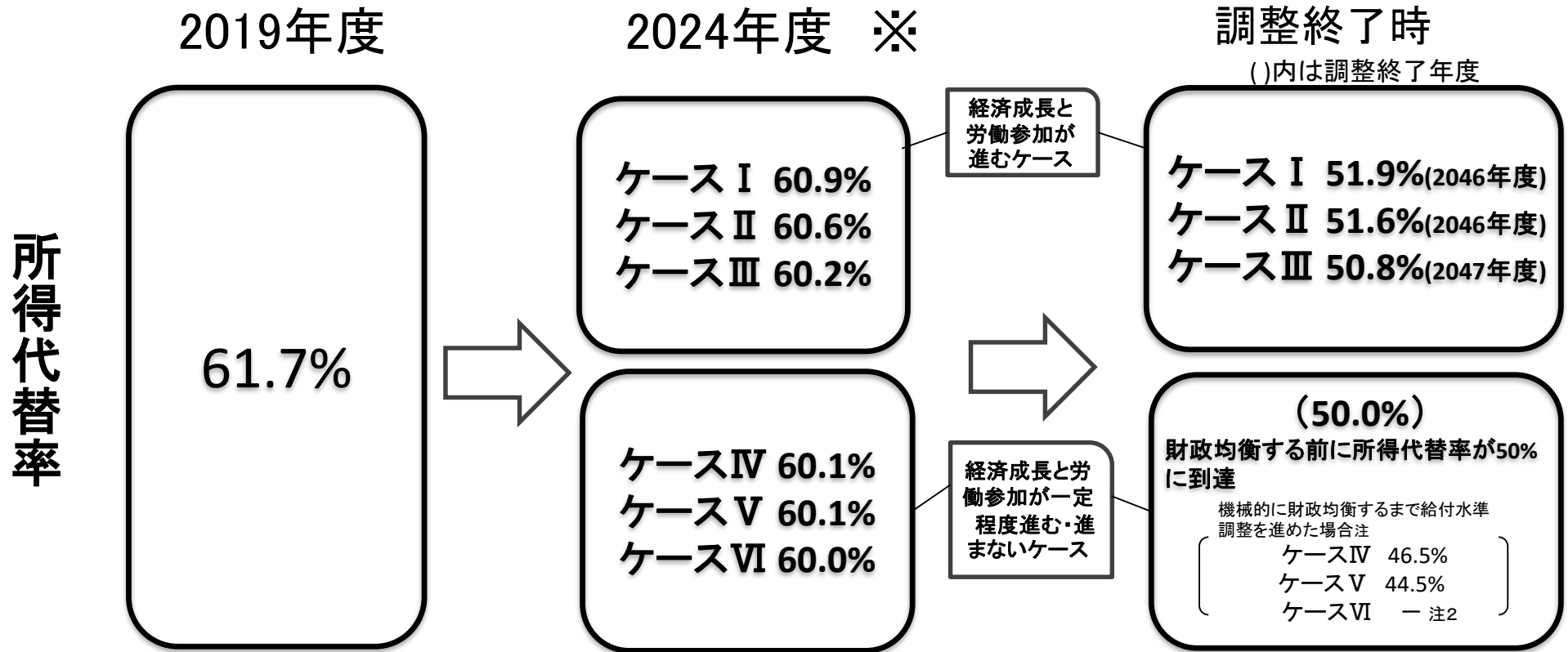
(※2) 賃金上昇率は、内閣府試算に準拠して労働生産性上昇率を基に設定。

(※3) 運用利回りは、内閣府試算の長期金利に、内外の株式等の分散投資による効果を加味し、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。

(※4) 賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去(2012～2017年度)の傾向で2030年度まで縮小するものと仮定。(男女の差が約10%解消)

# 2019(令和元)年財政検証結果の概略

— 5年後(2024年度)及び調整終了後の所得代替率(人口の前提:出生中位、死亡中位) —



※ 2004(平成16)年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」とこととされているが、5年後の2024年度の所得代替率の見通しは60.9%~60.0%となっている。

注 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。(ケースⅣ・ケースⅤ)

注2 ケースⅥでは、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2052年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%~36%程度。

# 給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(2019(令和元)年財政検証)

－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し(人口の前提:出生中位、死亡中位) －

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

$$\text{所得代替率} = (\text{夫婦2人の基礎年金} + \text{夫の厚生年金}) / \text{現役男子の平均手取り収入額}$$

2019年度: 61.7%      13.0万円      9.0万円      35.7万円

所得代替率



(※)機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2052年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%~36%程度。

注: 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。

# 2019(令和元)年財政検証の結果について< 経済:ケースⅠ 人口:中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2046(令和28)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.9%』が維持される。なお、厚生年金は調整なしである。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

## 【経済(ケースⅠ)】

・物価上昇率	2.0%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	1.6%
・運用利回り(実質<対物価>)	3.0%
(参考)経済成長率(実質)	0.9%

## 【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44				
・平均寿命(2065)	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>84.95歳</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>91.35歳</td> </tr> </table>	男	84.95歳	女	91.35歳
男	84.95歳				
女	91.35歳				

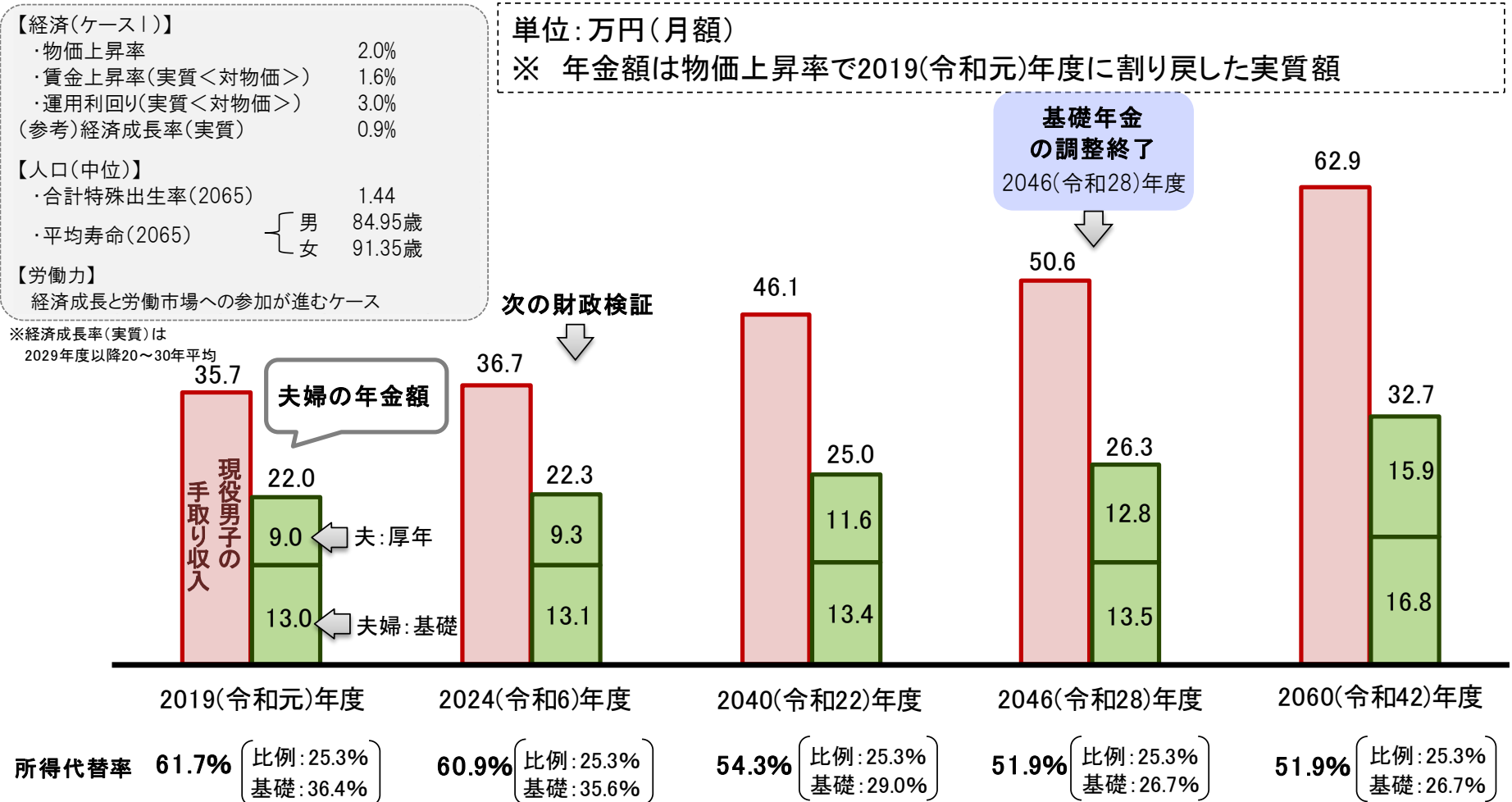
## 【労働力】

経済成長と労働市場への参加が進むケース

※経済成長率(実質)は  
2029年度以降20~30年平均

単位:万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額

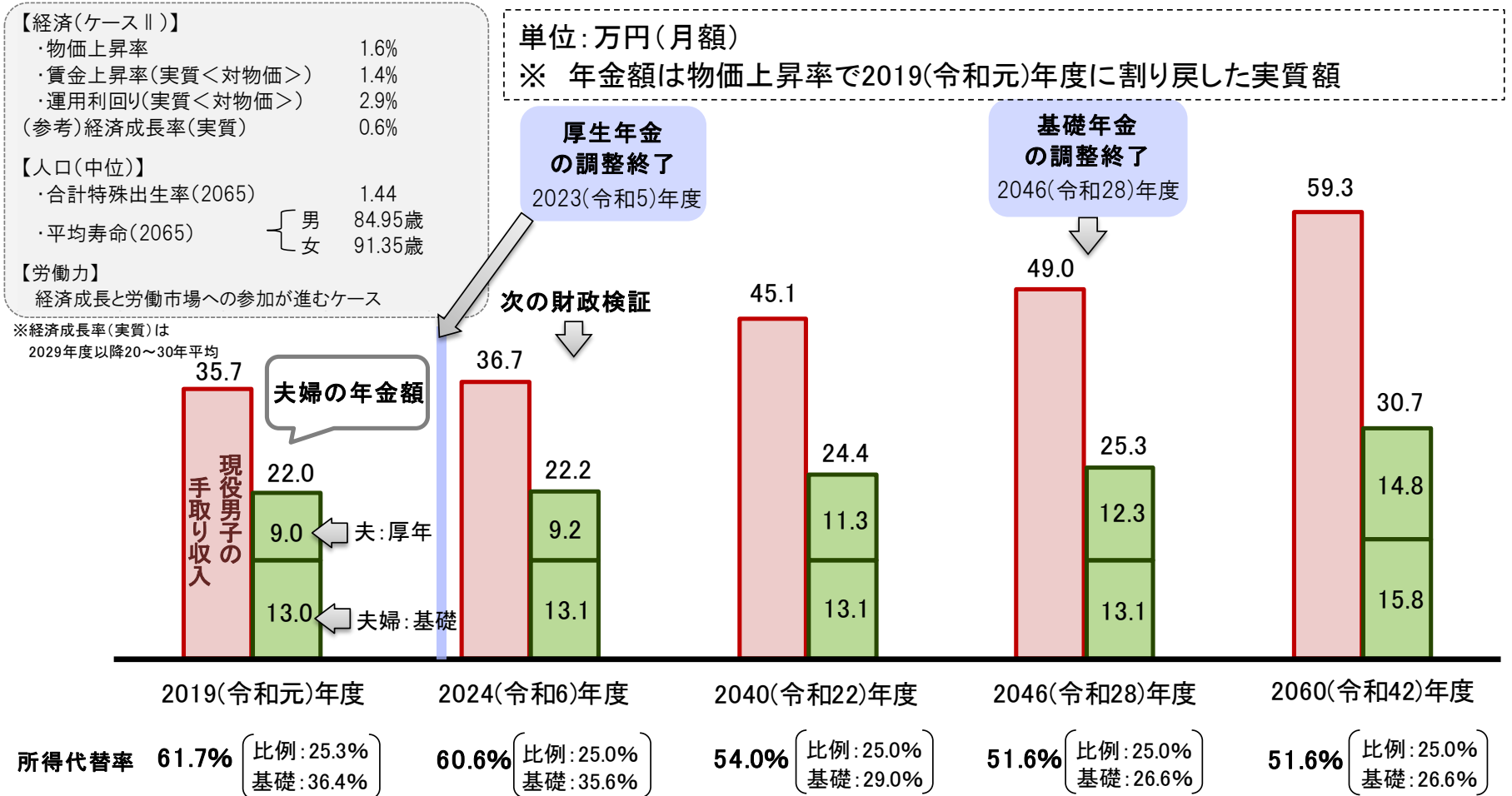


※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

# 2019(令和元)年財政検証の結果について < 経済:ケースII 人口:中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2046(令和28)年度』、『厚生年金で2023(令和5)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.6%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

# 2019(令和元)年財政検証の結果について < 経済:ケースⅢ 人口:中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

## 【経済(ケースⅢ)】

・物価上昇率	1.2%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	1.1%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.8%
(参考)経済成長率(実質)	0.4%

## 【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44				
・平均寿命(2065)	<table border="0"> <tr> <td>男</td> <td>84.95歳</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>91.35歳</td> </tr> </table>	男	84.95歳	女	91.35歳
男	84.95歳				
女	91.35歳				

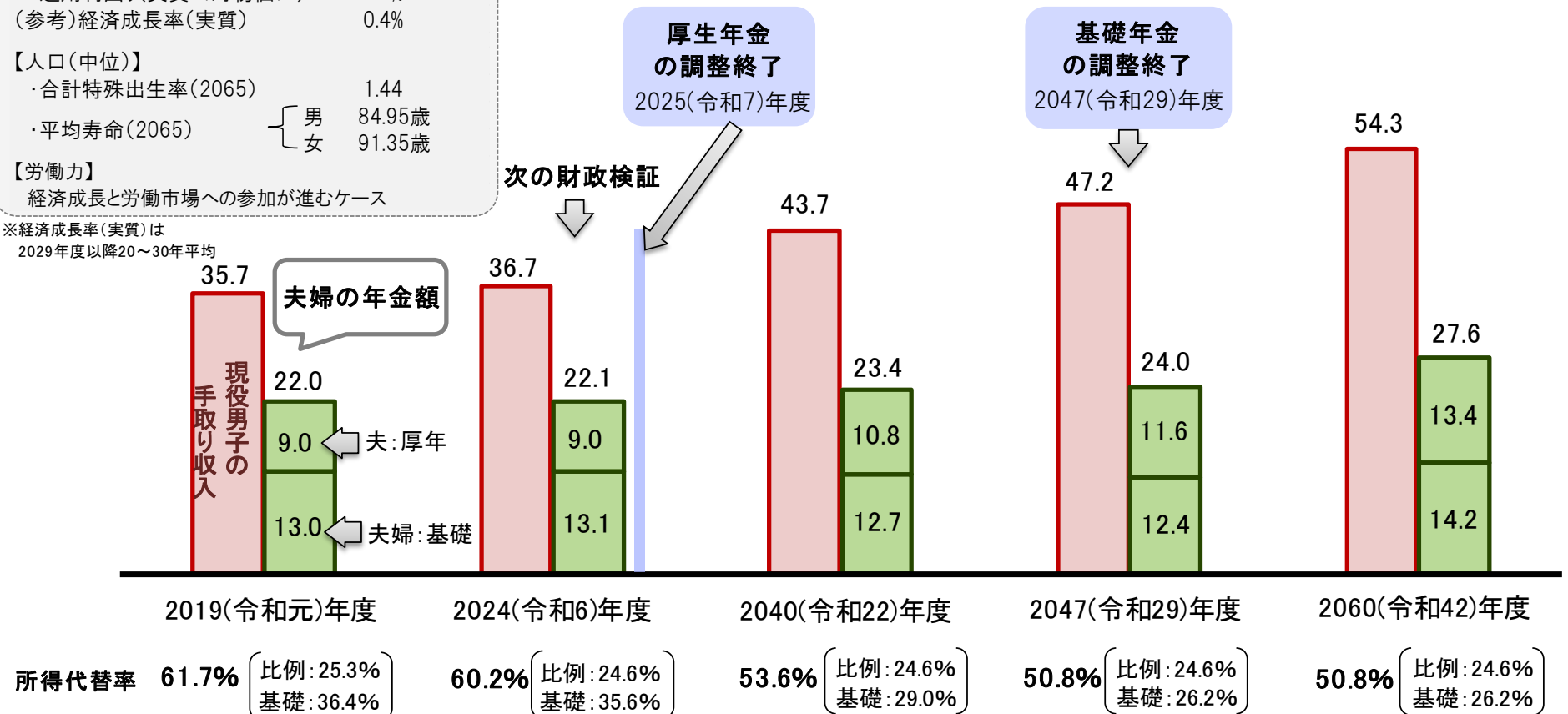
## 【労働力】

経済成長と労働市場への参加が進むケース

※経済成長率(実質)は  
2029年度以降20~30年平均

単位:万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。



# 2019(令和元)年財政検証の結果について < 経済:ケースⅣ 人口:中位 >

- マクロ経済スライドによる調整で2044(令和26)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2053(令和35)年度』、『厚生年金で2030(令和12)年度』で終了し、『所得代替率46.5%』になる。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2044(令和26)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばい。

## 【経済(ケースⅣ)】

・物価上昇率	1.1%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	1.0%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.1%
(参考)経済成長率(実質)	0.2%

## 【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44
・平均寿命(2065)	男 84.95歳 女 91.35歳

## 【労働力】

経済成長と労働市場への参加が一定程度進むケース

※経済成長率(実質)は  
2029年度以降20~30年平均

単位:万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額

基礎年金の調整終了

2053(令和35)年度

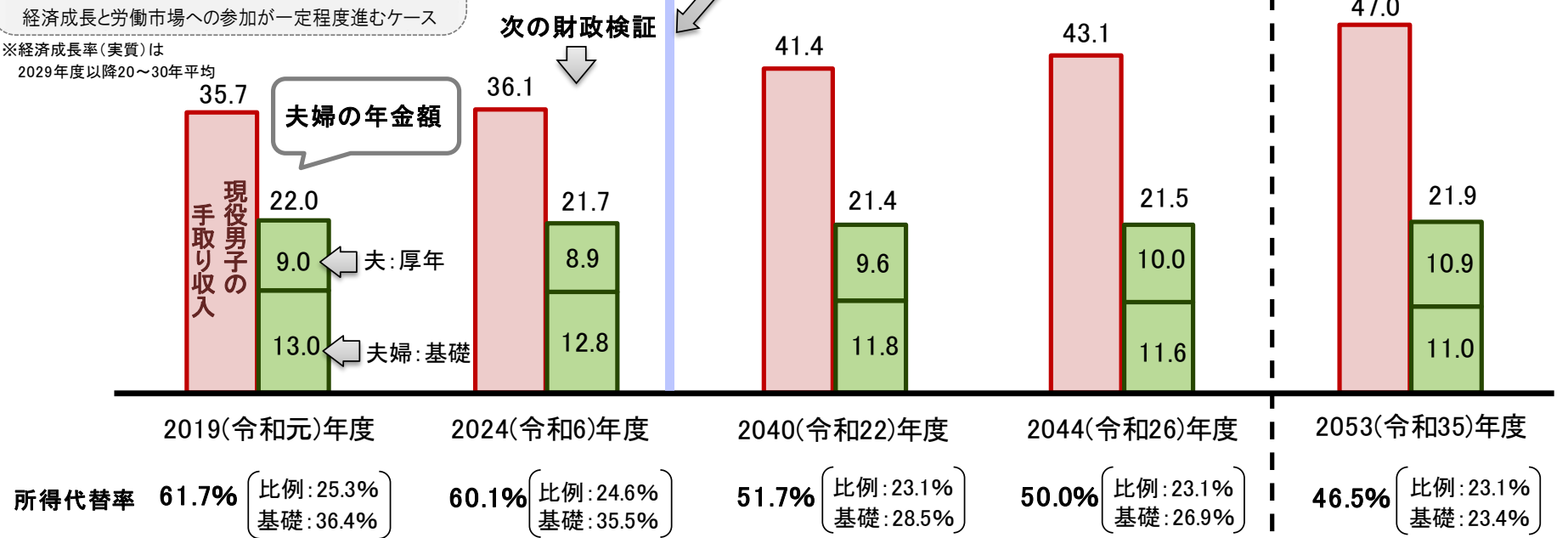
(仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合)

厚生年金の調整終了

2030(令和12)年度

所得代替率が50%に到達

2044(令和26)年度



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

# 2019 (令和元) 年財政検証の結果について <経済:ケースV 人口:中位>

- マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いて微減。

## 【経済(ケースV)】

・物価上昇率	0.8%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	0.8%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.0%
(参考)経済成長率(実質)	0.0%

## 【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44
・平均寿命(2065)	男 84.95歳 女 91.35歳

## 【労働力】

経済成長と労働市場への参加が一定程度進むケース

※経済成長率(実質)は  
2029年度以降20~30年平均

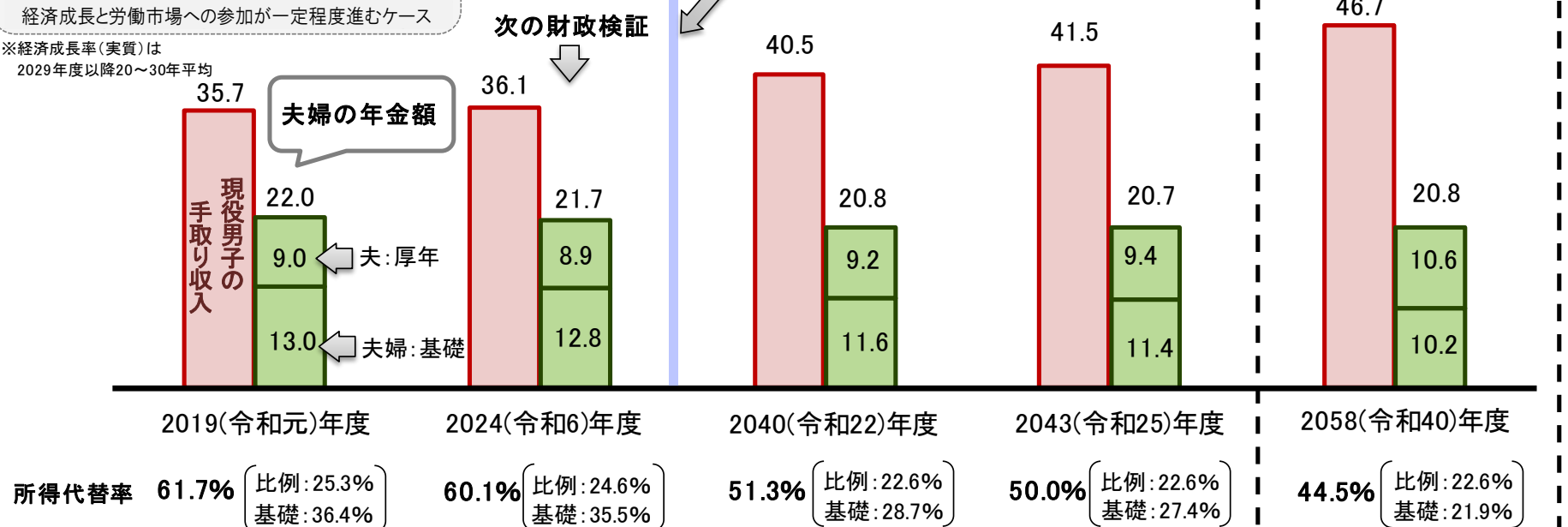
単位:万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額

基礎年金の調整終了

2058(令和40)年度

(仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合)



# 2019 (令和元) 年財政検証の結果について <経済:ケースVI 人口:中位>

- マクロ経済スライドによる調整を機械的に続けたとしても、国民年金は2052(令和34)年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行する。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%~36%程度。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇が小さいためモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引くとやや減少。

## 【経済(ケースVI)】

・物価上昇率	0.5%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	0.4%
・運用利回り(実質<対物価>)	0.8%
(参考)経済成長率(実質)	▲0.5%

## 【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44				
・平均寿命(2065)	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>84.95歳</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>91.35歳</td> </tr> </table>	男	84.95歳	女	91.35歳
男	84.95歳				
女	91.35歳				

## 【労働力】

経済成長と労働市場への参加が進まないケース

※経済成長率(実質)は  
2029年度以降20~30年平均

単位:万円(月額)

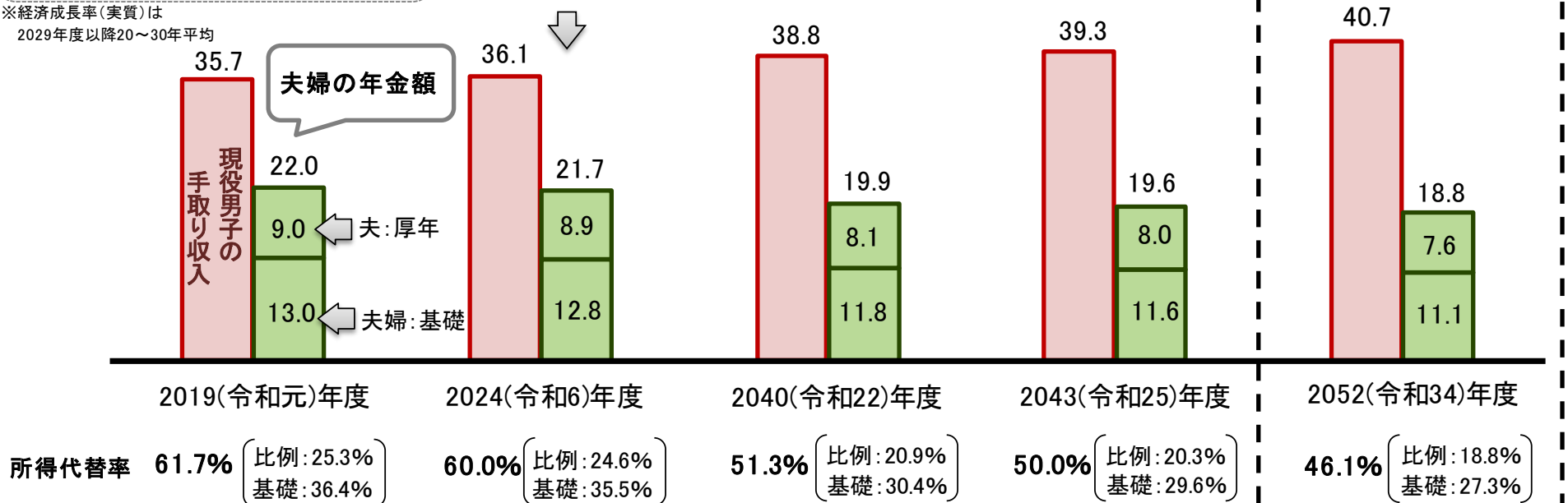
※年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額

仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2052(令和34)年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%~36%程度。

所得代替率が  
50%に到達

2043(令和25)年度

## 次の財政検証

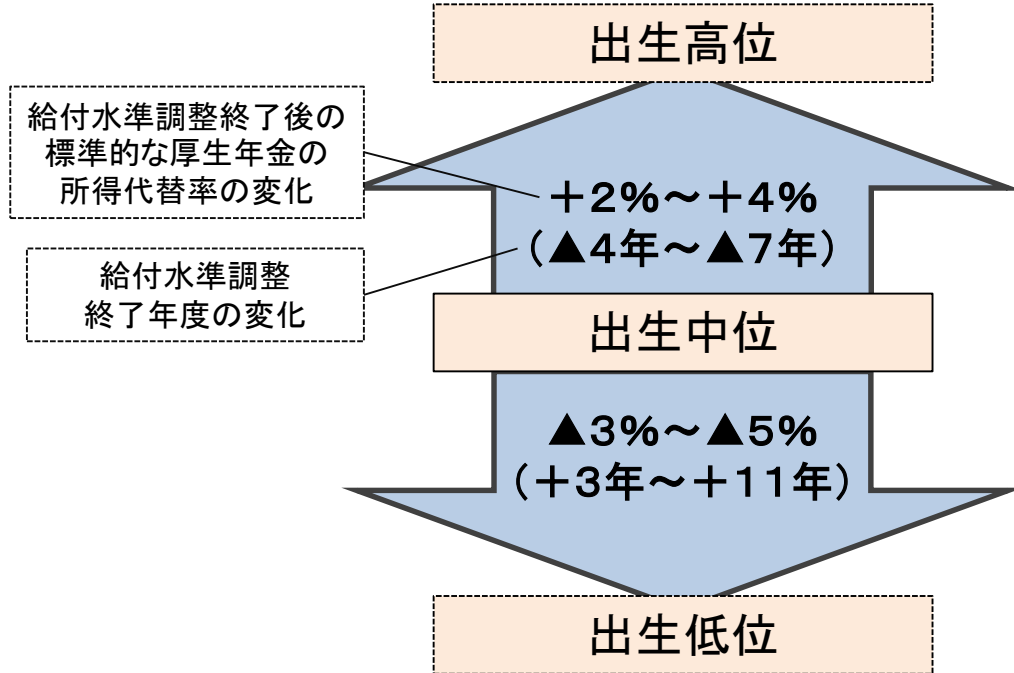


※上の図は、新規裁定者の年金について表したものである。

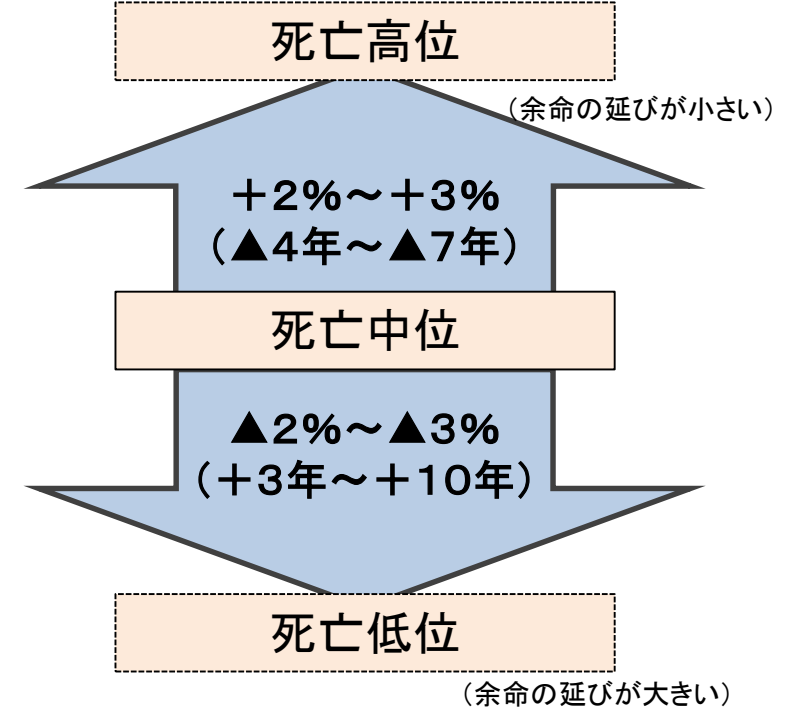
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

# 人口の前提が変化した場合の影響 (2019(令和元)年財政検証)

## 出生率の前提が変化した場合



## 死亡率の前提が変化した場合



注: 経済前提がケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤの場合の影響

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年
1.45	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生高位 1.65</li> <li>出生中位 1.44</li> <li>出生低位 1.25</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男 80.75</li> <li>女 86.99</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡高位 { 男 83.83, 女 90.21 } (余命の延びが小さい)</li> <li>死亡中位 { 男 84.95, 女 91.35 }</li> <li>死亡低位 { 男 86.05, 女 92.48 } (余命の延びが大きい)</li> </ul>

# 人口、経済の前提が変化した場合の所得代替率の将来見通し (2019(令和元)年財政検証)

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

(人口) (経済)	中位推計	出生の前提が変化した場合(死亡中位)		死亡の前提が変化した場合(出生中位)	
		出生高位	出生低位	死亡高位 (余命の延びが小さい)	死亡低位 (余命の延びが大きい)
ケース Ⅰ	<b>51.9% (2046)</b> 〔 比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046) 〕	<b>53.8% (2042)</b> 〔 比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 28.5% (2042) 〕	<b>( 50.0% ) (2047)</b> 〔 50.0%を維持すると2104年度に 国民年金の積立金がなくなる。 〕 <b>(※) 49.2% (2049)</b> 〔 比例: 24.3% (2026) 基礎: 24.9% (2049) 〕	<b>53.4% (2042)</b> 〔 比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 28.2% (2042) 〕	<b>( 50.0% ) (2049)</b> 〔 50.0%を維持すると2115年 度の積立度合が1を下回る。 〕 <b>(※) 49.7% (2049)</b> 〔 比例: 24.7% (2024) 基礎: 25.0% (2049) 〕
ケース Ⅲ	<b>50.8% (2047)</b> 〔 比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047) 〕	<b>53.4% (2043)</b> 〔 比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 28.2% (2043) 〕	<b>( 50.0% ) (2046)</b> 〔 50.0%を維持すると2088年度に 国民年金の積立金がなくなる。 〕 <b>(※) 47.8% (2050)</b> 〔 比例: 23.7% (2028) 基礎: 24.2% (2050) 〕	<b>53.1% (2043)</b> 〔 比例: 25.2% (2021) 基礎: 27.9% (2043) 〕	<b>( 50.0% ) (2047)</b> 〔 50.0%を維持すると2089年度に 国民年金の積立金がなくなる。 〕 <b>(※) 48.4% (2051)</b> 〔 比例: 24.0% (2027) 基礎: 24.4% (2051) 〕
ケース Ⅴ	<b>( 50.0% ) (2043)</b> 〔 50.0%を維持すると2066年度に 国民年金の積立金がなくなる。 〕 <b>(※) 44.5% (2058)</b> 〔 比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058) 〕	<b>( 50.0% ) (2047)</b> 〔 50.0%を維持すると2088年度に国民 年金の積立金がなくなる。 〕 <b>(※) 48.7% (2051)</b> 〔 比例: 23.9% (2027) 基礎: 24.8% (2051) 〕	<b>( 50.0% ) (2041)</b> 〔 50.0%を維持すると2061年度に 国民年金の積立金がなくなる。 〕 <b>(※) 39.7% (2069)</b> 〔 比例: 21.3% (2036) 基礎: 18.4% (2069) 〕	<b>( 50.0% ) (2045)</b> 〔 50.0%を維持すると2081年度に 国民年金の積立金がなくなる。 〕 <b>(※) 47.4% (2051)</b> 〔 比例: 23.3% (2029) 基礎: 24.1% (2051) 〕	<b>( 50.0% ) (2042)</b> 〔 50.0%を維持すると2059年度に 国民年金の積立金がなくなる。 〕 <b>(※) 41.1% (2068)</b> 〔 比例: 21.8% (2034) 基礎: 19.2% (2068) 〕

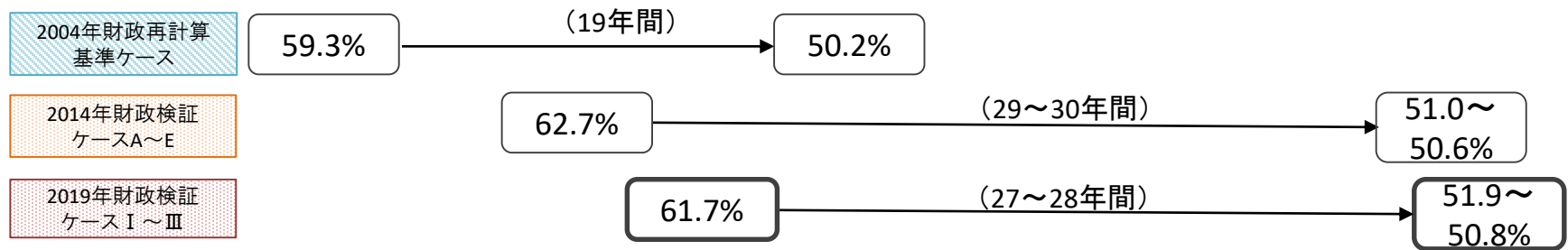
(※) 次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

# 所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化

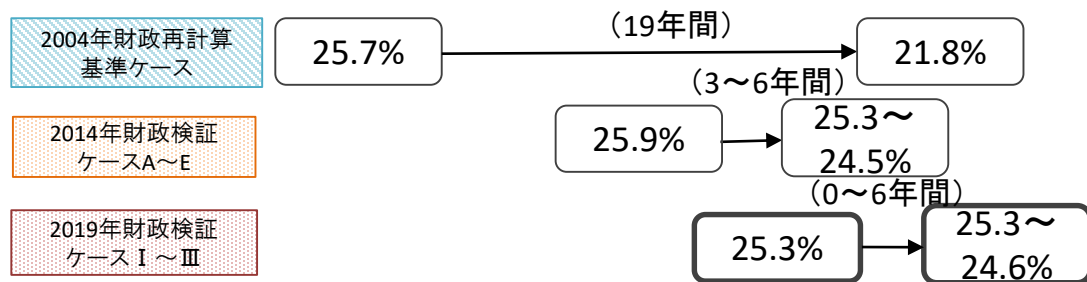
(経済成長と労働参加が進むケース)

- 足下の所得代替率は前回検証後にマクロ経済スライド調整が発動(累計1.4%)したこと等により低下。
- 一方、給付水準調整終了後の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲと前回財政検証のケースA～E(労働市場への参加が進む経済再生ケース)を比較すると、出生率の改善や労働参加の進展等によりわずかに上昇。
- 一定の経済成長と労働参加が進めば将来的に所得代替率50%を確保できるが、報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整期間が長期化している点は前回財政検証と同様。

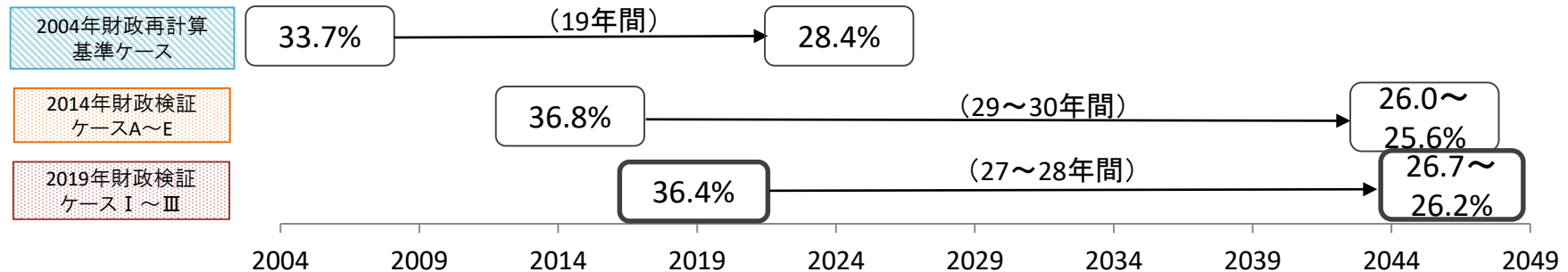
## 《所得代替率》



## 《厚生年金(報酬比例部分)》



## 《基礎年金(2人分)》



# 2014年財政検証と2019年財政検証の諸前提の比較

	要因	2014年検証	2019年検証	変化
足下の実績	被保険者数	【経済再生ケース】 6,635万人(2014年度) → 6,521万人(2017年度)	【実績】 6,722万人(2014年度) → 6,743万人(2017年度)	増加
	物価上昇率・ 実質賃金 上昇率	【経済再生ケース】 物価 2.4%(2014～2018年平均) 実質賃金 ▲0.2%(2014～2017年度平均)	【実績】 物価 1.0%(2014～2018年平均) 実質賃金 ▲0.6%(2014～2017年度平均)	低下
	スプレッド (賃金上昇率を 上回る運用利回り)	【経済再生ケース】 ▲0.4%(2014～2017年度平均)	【実績】 4.5%(2014～2017年度平均)	上昇

	人口要素	出生率	(2010年実績) (2060年中位推計) 1.39 → 1.35	(2015年実績) (2065年中位推計) 1.45 → 1.44	高く設定
		平均寿命	(2010年実績) (2060年中位推計) 男:79.55年 → 男:84.19年 女:86.30年 → 女:90.93年	(2015年実績) (2065年中位推計) 男:80.75年 → 男:84.95年 女:86.99年 → 女:91.35年	長く設定
将来の仮定	経済要素	就業率	【ケースA～E(経済再生・労働参加進展シナリオ)】 (2012年実績) (2030年推計) 56.5% → 58.4%	【ケースⅠ～Ⅲ(成長実現・労働参加進展シナリオ)】 (2017年実績) (2040年推計) 58.8% → 60.9%	高く設定
		実質賃金 上昇率 <対物価>	○2023年度までの前提 【ケースA～E(経済再生ケース)】 (2014年度) (2019年度) (2023年度) ▲1.6% → 1.8% → 2.1%	○2028年度までの前提 【ケースⅠ～Ⅲ(成長実現ケース)】 (2019年度) (2023年度) (2028年度) 0.4% → 1.2% → 1.3%	低く設定
			○2024年度以降の前提 【ケースA～E】 2.3～1.3%	○2029年度以降の前提 【ケースⅠ～Ⅲ】 1.6%～1.1%	低く設定
		スプレッド (賃金上昇率を 上回る運用利回り)	○2023年度までの前提 【ケースA～E(経済再生ケース)】 (2014年度) (2019年度) (2023年度) 0.3% → ▲0.2% → 0.8%	○2028年度までの前提 【ケースⅠ～Ⅲ(成長実現ケース)】 (2019年度) (2023年度) (2028年度) 0.6% → ▲1.2% → ▲0.7%	低く設定
○2024年度以降の前提 【ケースA～E】 1.1～1.7%	○2029年度以降の前提 【ケースⅠ～Ⅲ】 1.4%～1.7%		同程度		